

3月28日 農林水産大臣、厚生労働大臣へ、群馬県議会、環境農林常任委員会として、以下の要請を致しました。

放射性物質に係る農産物への被害対策について

福島第一原子力発電所において発生した事故により、本県農産物においても、ホウレンソウ、カキナで暫定規制値を僅かに上回る放射性物質が検出された。

このため、国の指示により、本県においても3月21日から当該農産物について、出荷停止せざるを得なくなったところである。

しかしながら、今回の出荷停止は、生産者には全く責任がないことから誠に遺憾であり、さらには、栽培形態にかかわらず県内全域で出荷停止することで、生産者、消費者の混乱と不安は大きく、一部には県産農産物全体に風評被害が発生している状況であることから、県議会に対して、こうした状況を一刻も早く改善して欲しいとの切実な声が農家をはじめとする多くの県民から届いている。

さらに、出荷停止の根拠となる暫定規制値は、野菜類で一括して定められており、消費の実態を踏まえた基準となっていないことは大きな課題である。

以上のことから、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられたい。

記

- 1 出荷停止せざるを得なくなった生産者に対して、国の責任において早期に補償内容及び手続きを明確にするとともに、万全の補償を行うこと。また、風評により取引停止や価格下落などの被害を被った生産者への補償についても同様に行うこと。
- 2 消費者が冷静な行動をとるよう、又、流通段階で受け入れ拒否等がないよう正しい情報を提供し、農産物への風評被害を防止すること。
- 3 現在の暫定規制値については、国民の食生活の実態と健康影響を十分考慮し見直すとともに、現在の農作物の分類をより細分化して基準化を行うこと。また、出荷停止の指定地域については、栽培形態及び地域を考慮し、影響が最小となるよう指定すること。

環境農林常任委員会 副委員長 須藤和臣報告